

「政務活動費」用途を拡大



「政務活動費に移行しても問題は残る」と話す県市民オンブズマン連絡会議のメンバー(25日、県庁で)

県議や市町村議に支給される「政務調査費」が、地方自治法の改正で3月から「政務活動費」に衣替えし、より広い用途が認められるようになる。これを受け、県議会各会派は関係条例改正案を共同で作成し、開会中の2月定例会に議員提案する。用途の拡大は最小限に抑える内容となっているが、制度変更自体があまり県民に知られておらず、「関心を高めるため、県民を交えて条例案を決めるべきだ」と指摘する声も出ている。(大森祐香)

地方自治法に基づく政務調査費は、「議員の調査研究」の経費として、報酬とは別に支給される。しかし、海外視察などへの支出の正当性を巡り、全国の自治体で住民監査請求が行われるなど批判が根強い。背景には「議員活動のどこまでが調査研究に当たるかが不明確で、判断が難しい」(県議会事務局)との事情もあった。

こうした状況を受け、昨年通常国会で改正地方自治法が成立。用途を政務調査に限定せず「その他の活動」にも広げ、名称を「政務活動費」に変更した。一方で、住民の監視を強めるため、詳細な用途の範囲は各地方議会が条例で定めることになった。

千葉県議の場合、政務調査費の毎月の支給額は1人35万円で、会派にも所属議員1人当たり5万円が支給される。条例に基づいて議長が定めた「用途基準」で9項目が規定され、飲食費や手土産代を認めないなどの運用指針もある。

今回の条例改正案では、同基準をほぼそのまま別表という形で条例に「格上げ」。さらに、「その他活動費」の項目を加え、具体的に〈1〉要請陳情活動〈2〉政策などの広聴〈3〉住民相談その他の政務活動——と定めた。

しかし、改正案について県が昨年12月中旬から1月上旬までパブリックコメントで県民の意見を募集したところ、集まったのはわずか22件。また、政務調査費の収支報告書には1円でも領収書の添付が義務付けられ、住民が閲覧できる制度もあるが、昨年度の県議、各会派の収支報告書の閲覧者は18人だった。

県市民オンブズマン連絡会議の村越啓雄幹事(74)は「関心を高めるためには、具体的な使途基準は県民を交えた場の議論で決めるべきだ。収支報告書も使途の詳細が分かりにくく、監査請求しても、説明が不十分なことも少なくない」と批判する。

新藤宗幸・千葉大名誉教授(行政学)は、法改正自体について「地方議員から要望を受けた国会議員が提案したもの。背景には選挙で協力を求めたいという下心がある」と指摘。その上で、「議員が調査研究計画などを作成し、それに応じて政務活動費を支払う制度にするなど、県民に分かりやすい形に変えるべきだ」と、支給手続きの厳格化を訴える。

同様の条例案制定は千葉市などでも進められているが、住民に分かりやすい制度が求められている。

(2013年1月28日 読売新聞)